第12回 日 野 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和3年12月16日(木曜日)

議事日程

令和3年12月16日 午前10時開議

日程第1 委員会付託事件の審査報告

陳情第8号 日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備についての陳 情 (教育民生常任委員会)

- 日程第2 議案第77号 日野町国民健康保険税条例の一部改正について(町長)
- 日程第3 議案第78号 日野町国民健康保険条例の一部改正について(町長)
- 日程第4 議案第79号 日野町営住宅等売却条例の制定について(町長)
- 日程第5 議案第80号 日野町農産物加工所の指定管理者の指定について(町長)
- 日程第6 議案第81号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する 協議について(町長)
- 日程第7 議案第82号 令和3年度日野町一般会計補正予算(第10号)(町長)
- 日程第8 議案第83号 令和3年度日野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(町長)
- 日程第9 議案第84号 令和3年度日野町介護保険特別会計補正予算(第2号)(町長)
- 日程第10 議案第85号 令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)(町長)
- 日程第11 議案第86号 令和3年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(町長)
- 日程第12 議案第87号 令和3年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(町長)
- 日程第13 議案第88号 令和3年度日野町一般会計補正予算(第11号)(町長)
- 日程第14 議案第89号 日野町監査委員の選任について(町長)
- 日程第15 意見書第5号 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の抜本的な 改善を求める意見書の提出について(議員)
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託事件の審査報告

陳情第8号 日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備についての陳 情 (教育民生常任委員会)

日程第2 議案第77号 日野町国民健康保険税条例の一部改正について(町長)

日程第3 議案第78号 日野町国民健康保険条例の一部改正について(町長)

日程第4 議案第79号 日野町営住宅等売却条例の制定について(町長)

日程第5 議案第80号 日野町農産物加工所の指定管理者の指定について(町長)

日程第6 議案第81号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する 協議について(町長)

日程第7 議案第82号 令和3年度日野町一般会計補正予算(第10号)(町長)

日程第8 議案第83号 令和3年度日野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(町長)

日程第9 議案第84号 令和3年度日野町介護保険特別会計補正予算(第2号)(町長)

日程第10 議案第85号 令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)(町長)

日程第11 議案第86号 令和3年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(町長)

日程第12 議案第87号 令和3年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(町長)

日程第13 議案第88号 令和3年度日野町一般会計補正予算(第11号)(町長)

日程第14 議案第89号 日野町監査委員の選任について(町長)

日程第15 意見書第5号 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の抜本的な 改善を求める意見書の提出について(議員)

日程第16 議員派遣の件

日程第17 閉会中の継続調査の申し出

出席議員(9名)

1番中山法貴 2番梅林敏彦

4番 金 川 守 仁 5番 松 尾 信 孝

6番 中 原 信 男 7番 安 達 幸 博

8番 佐々木 求 9番 竹 永 明 文

10番 小 谷 博 徳

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名									
局長 ————	伊	田	喜	浩	書記 —————	浦	部	俊	_
					書記 ————	入	澤	眞	人
説明のため出席した者の職氏名									
町長 ————	坮	田	淳	_	副町長 —————	音	田		守
総務課長 ———	渡	部	裕	之	住民課長兼会計管理者 ——	遠	藤	律	子
企画政策課長 ————	荒	木	憲	男	健康福祉課長 ————	住	田	秀	樹
産業振興課長 ————	角	井		学	建設水道課長 ————	飛	田	朋	伸
教育課長 ————	砂	流	誠	吾					

午前10時00分開議

○議長(小谷 博徳君) おはようございます。ただいまの出席議員数は9人であり、定足数に達していますので、これより令和3年第12回日野町議会定例会3日目を開会いたします。

本日の定例会は、マスク着用や換気をするなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じて進めます。

出席議員には、タブレット端末機の使用を例規の確認のため許可をしております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

なお、質問及び答弁をされる際は、マイクを体の正面に向けて発言をいただきますようお願い いたします。

日程第1 委員会付託事件の審査報告

〇議長(小谷 博徳君) 日程第1、委員会付託事件の審査報告を議題といたします。

陳情第8号、日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備についての陳情について、委員長の審査報告を求めます。

なお、竹永明文議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場 を求めます。

[9番 竹永明文君退場]

- O議長(小谷 博徳君) 4番、金川守仁委員長。
- ○教育民生常任委員会委員長(金川 守仁君) おはようございます。陳情審査報告書として報告 させていただきます。

審査の結果、採択するべきもの。 1、件名、日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備についての陳情書(受第8号、令和3年11月25日、日野郡陸上競技協会、会長、竹永明文外8名)。理由、日野郡で行われる郡民体育大会や四県四郡市体育大会など、歴史ある体育大会を継続して開催し、スムーズに運営していくためには、雨天でも利用できる陸上競技場の整備が求められています。時に、鳥取県立布勢陸上競技場の全天候型トラックの張り替え改修工事が行われ、このトラック舗装を希望する団体に払い下げる計画があります。これを利用して、日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場を日野郡3町が連携してスポーツ活動拠点として整備することは、本町をはじめ郡内のスポーツクラブ育成やスポーツコミュニティーの醸成につながると認め、採択いたしました。

委員会は、上記のとおり決定しましたので報告します。

令和3年12月16日、教育民生常任委員会委員長、金川守仁。日野町議会議長、小谷博徳様。 以上です。

○議長(小谷 博徳君) 審査報告が終わりましたので、質疑を行います。

[質疑なし]

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 討論を行います。

〔討論なし〕

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第8号、日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について の陳情について、採決を行います。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、本件は、採択と決定いたしました。 呼んできて。

[9番 竹永明文君入場]

------• • ------•

日程第2 議案第77号

○議長(小谷 博徳君) 日程第2、議案第77号、日野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっておりますので、これより質疑を行います。

[質疑なし]

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第2、議案第77号、日野町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を 行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第78号

○議長(小谷 博徳君) 日程第3、議案第78号、日野町国民健康保険条例の一部改正について を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第78号、日野町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。 この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第79号

○議長(小谷 博徳君) 日程第4、議案第79号、日野町営住宅等売却条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

5番、松尾信孝議員。

○議員(5番 松尾 信孝君) 幾つか質問させていただきます。

まず、そもそもこの条例が対象としている住宅っていうのが、この条例案読むだけではなかな か読み取れないんですけど、説明をしていただきたいんですけど、第1条で言ってる住宅と第2 条で言ってる住宅、これらについて、もう少し分かるように御説明いただけますでしょうか。

- ○町長(塔田 淳一君) 議員さんからの御質問でございます。第1条に目的っていうことで対象にする住宅、そういうものを既定の条例等で記載しておりますが、より具体的にっていうことでございますので、これは担当課長のほうから詳細を説明させます。
- 〇議長(小谷 博徳君) 飛田建設水道課長。
- **〇建設水道課長(飛田 朋伸君)** 対象とする住宅についてのお尋ねでございます。対象とする住宅は、日野町黒坂にあります黒坂団地、漆原にあります、特公賃の漆原団地でございます。あと、野田にあります、その他住宅の野田住宅、根雨にあります住宅、高尾にありますその他住宅の住宅、以上12戸であります。以上です。
- ○議長(小谷 博徳君) 今の質問は、第1条の住宅、第2条の住宅の差異とか違いいう質問じゃなかったですかいね、松尾議員。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) 違いではないけど、何が対象になるかということが。
- ○議長(小谷 博徳君) なら、今の答弁でよろしいですね。
- 〇議員(5番 松尾 信孝君) はい。
- O議長(小谷 博徳君)
 ほかに。

 5番、松尾信孝議員。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) 対象となる住宅がそのように限定されているわけなんですが、であるなら、私は、この条例に添付をして別表としてきちんと明確にすべきではないかと、でなければ、この第1条を読んだだけでは分かりません。

さらに、第2条に関して、売却する住宅は、つまり公営住宅法の第44条1項に規定する住宅 以外のうちというふうに書いてあります。御承知と思いますけど、この公営住宅法第44条1項 は、耐用年数が4分の1を超えたものについては売却してもいいと、既に住んでる人に対して、 そういう規定なんですよね。それを第2条ではこれを除外しているわけなんですけど、これを除 外した理由っていうのが分からないんですが、教えてください。

- 〇議長(小谷 博徳君) 飛田建設水道課長。
- ○建設水道課長(飛田 朋伸君) お答えいたします。日野町の条例の中に、日野町営住宅設置及び管理に関する条例というのがございまして、その中に、対象となる住宅といたしまして、先ほど出ております公営住宅法の対象となる、野田団地、北原団地、黒坂第2団地がございまして、その他住宅があります。それが根雨住宅、野田住宅、若者向け住宅というのが町の条例に記載されております。公営住宅の対象となるものとそうでないものが町の条例の中では同じ分類で記載されておりますので、その中の公営住宅法に関係するものを除くという、ちょっと分かりにくい文言なんですけども、ようにしております。この点につきましては、一覧表等については別途施行規則等をつくりますので、そこで対象の住宅を記載をしていきたいというふうに考えております。以上です。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) ちょっとすみません。これ、3問までだというふうに。
- ○議長(小谷 博徳君) 3問ルールで本会議はいきたいと思います。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) この法案上の問題について3問じゃなくて、1項目ごとに3問という。
- ○議長(小谷 博徳君) この法案3間でお願いします。
- 〇議員(5番 松尾 信孝君) 法案で3問。
- O議長(小谷 博徳君)
 はい。

 5番、松尾議員。
- 〇議員(5番 松尾 信孝君) 売却価格について、第8条、お伺いいたします。

この売却価格は、固定資産評価額を基準として町長が定めると。これも公営住宅法によりますと、適正な価格で売却すると。この固定資産評価額が適正、そもそも固定資産評価額っていうのは、普通の評価額の70%、7割を基にして固定資産税というのは、大体それを算出されてるわけですね。つまり、普通に一般的に売買されてる価格に対しては、普通でいえば7割安い金額で評価をされて、それに対して固定資産税がかかってるわけです。それは固定資産税の課税の評価としては適正かもしれませんが、町営住宅を、公共財産を特定の人に譲渡するに当たって、これ

が適正な価格であるというふうに判断された理由をお聞かせください。

なおかつ、もう一つ申しますと、これは最終的には町長が決めるというふうに書いてありますね。これ、形式的に町長が決めるのか、ちゃんとやっぱりきちんと判断して町長が決めるのか、 そこも含めてお答えください。

- 〇議長(小谷 博徳君) 飛田建設水道課長。
- ○建設水道課長(飛田 朋伸君) このたび、固定資産評価額を基準としたということにつきましては、複成方式という、今言われたような、公営住宅法で規定されているものもございますが、確かに固定資産評価額で算定した場合安くなる傾向にございます。ただ、目的といたしまして、定住対策を図り、公営住宅を売却することによって人口の増加を目指すということを考えております。購入される方が購入しやすい価格ということで、固定資産評価額を基準にして算定したいと考えております。

あと、第2項のところに、町長が別に定めるということにつきましては、全協のときも説明いたしましたが、固定資産評価額だけでなく、各家屋によりまして、地震のときの被災状況とかそういうふうな状況が違っております。その点につきまして、例えば加算や減算を考慮するようなときに町長が別に定めるという要綱をつけております。以上です。

- ○議長(小谷 博徳君) ほかに質問ありませんか。 7番、安達幸博議員。
- ○議員(7番 安達 幸博君) まず、大変、前々からこのような御希望があるというようなことも何いながら今日まで来とったわけですが、それにしても、この12月議会に急に条例案が出るっていうのは、いささか驚いたところであります。そこで、なぜこの12月にこういった条例が出てきたか背景を聞かせていただきたい。しかも、我々もこの条例が、どういった意味合いがあるのかというのを、全国の自治体の条例等を検索してみますと、なかなか当たってこない、この条例が。というぐらい画期的な条例でもあるわけであります。ということは、もっと慎重にあるべきいうところも考えられる。ここで急に、普通やったら議会の常任委員会等に諮りながら、調整あるいは文言等もしていくっていうところあるわけだけども、急にこのようになってきたっていうところが不思議でかなわないので、その背景。それで、評価、そういう前々から希望があるとかいう話は聞いておりますけれども、その背景の中に、そういう希望者があるとか把握しておられれば、その背景の中に数等もお教えいただきたいと思うんです。それがまず1点の質問です。

それと、買手は、今度は、家賃から固定資産税を払う、家賃は払わないけど自分のもんなった ので固定資産税を払う。この対比が、やっぱり見比べて得かどうかっていうところも判断材料で あるわけです。ところがこの条例では、そういうものが一切分からない。じゃあ、どこで分かるかっていったら、先ほど説明があった施行令、あるいは要綱等で示すっていうことになると、一旦この条例が制定されて以降は議会はもうノータッチ、チェックができないところを私は懸念をするわけです。言ってみても、町民共有の財産です。それをどのように売却するかっていうのが町長の判断だけで決まるというのは、いささか疑問を呈する。この条例案を出すに至っても、普通は条例をつくって、あとは施行令とか、あるいは要綱でお任せをするっていうのは基本でありますけれども、今回は、先ほど言いましたように大変特殊な条例であるので、私はやっぱり施行令や要綱もセットで説明を伺うべき、それで判断をするべきだというふうにまず思いますので、そこのセットで出すかどうかも含めて、御答弁をお願いします。

それから、普通は、民間でこういう売却する場合は、あるいはリフォームをして、価値を上げて売るっていうところになるわけです。ところが、今の判断は、固定資産評価額でやりますとかね。しっかりと償却がし切れてるかどうかも分かりません。一方では町は、今後、ずっとこれを続けた何年か後、5年か10年後には、もう解体をしなければならない。あるいは途中で修繕もしなければならないというリスクを町は負っておるわけです。それを今後は、買主さんにそこを移るんです。買主さんは買ったら、当然リフォームをしたりとか、修繕をしたりとか、あるいは解体をするとか、リスクを負って買うというものがあるわけです。それでも買いましょうというのは、逆に言えば、先ほど課長もおっしゃったけど、定住を進める政策でもあるわけですね。ここらのせめぎ合いというものが、もう少し政策的に、本当に定住人口をこれで増やすんだというものがもっと見えるためには、価格ってすごい重要なところになると思うんです。こういうところの考え方も町長にお聞きしたい。以上です。

○町長(塔田 淳一君) 議員から3点御質問がありました。この条例を出すまでの背景っていうお話でございます。議員も質問の中でおっしゃられましたけども、住まわれている方から、いわゆる売却っていうか取得っていうようなお話があった。それから、その後、今年になりましてから、全ての世帯にアンケートをさせていただきました。そういった流れの中で、取得を希望される方が随分おられた。判断迷われている方もおられました。そういうことを踏まえて、今回、提案させていただいているところでございます。

そして、条例と施行令とか要綱とかをセットでは出さないのかっていうことでございますけれ ども、施行令、要綱は、また整備をさせていただいて、議会のほうに御報告させていただきたい と思います。 それと、要は、住宅が減価償却っていうことで陳腐化してる、そういったものをちゃんと踏まえないといけないんじゃないかっていうことでございますが、それは基本的に固定資産評価額のほうで、陳腐化しているものは、要は減価できるわけですから、基本的に踏まえてるっていうふうに認識しております。以上です。

- ○議長(小谷 博徳君) 1番目の質問に、希望者の数いうのがあったけど、随分じゃ、またいけんじゃない。
- **〇町長(塔田 淳一君**) 希望者の数、アンケートの詳細ですけれども、担当課長のほうから説明 させます。
- 〇議長(小谷 博徳君) 飛田建設水道課長。
- ○建設水道課長(飛田 朋伸君) アンケートの結果についてお答えいたします。今年の9月に黒坂団地、漆原団地、8戸の方にアンケートを行いました。回答は6件返ってまいりました。その中で、この制度についてどうでしょうかという結果については、よいという意見が3件、どちらでもないが2件、必要ないが1件ありました。条件に合えば購入を希望されますかということのアンケートの結果については、条件に合えば購入を希望したいというのは2件、検討したいと思うという回答が1件ございました。以上でございます。
- 〇議長(小谷 博徳君) 7番、安達幸博議員。
- ○議員(7番 安達 幸博君) 町長の随分というのは、大変、私は100%ぐらいかな思ったら、返ってきた分が6件で、そのうちが2件希望があるという。それを随分と表現されて、この条例に、急いで制定に至ったという、それが背景。私は、しっかりと議会と議論してもまだ間に合うんじゃないかなと思うぐらい、なぜそんなに急ぐのかなと。この近隣、あるいは全国的に類のない画期的な条例ですよ。もっと慎重に議会も対応したいと、私は思うんです。

そこで、施行令はつくってからまた議会に示します。これ、議会は修正とかできないんですよ。 要綱とか施行令には、採決する決定権がない、見せられるだけです。やっぱりここは私は、セットで出してくださいというゆえんです。いま一度考え直してください。

それと、十分劣化とかは評価額に表してあるとおっしゃった。ところが一方で、担当課のほうは、地震とかいろんなことで思わん劣化もあるでしょう、だから町長が加味するところや減額するところも起こるでしょう、これが町長査定の町長たるゆえんですという、先ほど答弁なさった。だから、不透明なんです、金額が。我々の町民の財産を、一方で政策的に定住を促すためにするって、これ、大事でいいことです。だけど、どういった価格で手放すかっていうのは、その都度その都度議会の同意を得てからのほうが、もっと正しいやり方ではないかと私は思うんです。と

ころが、これを一旦したら、もう議会は手が出せないんですよ、今のこの条例では。審議すると ころが全くない。それを私は議員として心配をする。もう少し丁寧に協議してからでもまだ十分 に間に合う。まだそんなに急いで今しなくても、十分まだ間に合うという思いがあります。町長、 もう一度答弁願います。

- **〇町長(塔田 淳一君)** 重ねての御質問でございます。よいことは遅くならないうちに、よいことは早く進めなさいっていうこともございますので、私はこれは進めさせていただきたいと思います。

それと、どういうんですか、議会への説明、当然これも必要でございますし、また、住民の方への説明責任、何かをしたときにはちゃんとした者が、町長であったり、ちゃんとした説明責任があるわけですので、説明責任を放棄するっていうことはございません。以上です。

〇議長(小谷 博徳君) ほかに。

1番、中山議員。

- ○議員(1番 中山 法貴君) この条例案を読むと、売却する住宅、この建物、建物も町長がもう決めることができると。売却の相手も町長が決めることができると。売却価格も基準により町長が決めることができると。場合によってはさらに、別に売却の価格を定めることができると。つまりこれは、先ほども出ましたが、町の財産、資産を売却するのに、議会を通さずに、もう町長が全て、全て建物も相手も価格も決めることができるということなんですが、なぜ、そういう議会を通さずにできるような条例にしたのかを、そして、それで問題ないと、議会を通さなくても問題ないとした理由をお尋ねします。
- ○町長(埼田 淳一君) 1番議員さんからの御質問です。

条例のちょっと読み込み不足ではないかなと思っているんです。目的のほうで、町が管理して る町営住宅のうち、公営住宅法に係るものは除く、だから残ったものについて対象にするってい うことで、恣意的にこれとこれっていうわけではないわけです。

それと、売却の相手方、当然、今現在、住んでおられます。優先度として、その住宅に居住してる者を第一優先、それから、こうだ、こうだっていう規定しております。

また、金額につきましては、基本的に固定資産評価額を基準とする、建物はですね。それから、 敷地については、売買事例であったり固定資産の評価額に基づく、そういうようなことを条例の 中でうたうことで、そんなに恣意的にはなりませんし、まさに先ほどの議員さんの答弁でも申し ましたけども、何かを決めるっていうことになりますと必ず説明責任があります。その説明責任 をちゃんと果たせるようにしていきたい、しなければならない、そのように私は認識しておりま す。

- 〇議長(小谷 博徳君) 1番、中山法貴議員。
- ○議員(1番 中山 法貴君) 私が聞いたのは、議会を通さなくても問題ないと、通さなくてもいいんだとした理由をお聞きしております。お答えください。
- **○議長(小谷 博徳君)** どこの部分で通さないいう、一応、これ条例制定を今、議会を通して出 してあるので、ここの中のどこの部分。
- ○議員(1番 中山 法貴君) 売却する相手、建物、価格は、この条例を読むと、町長が決めると。決めるに当たっては基準はきちんとあるんだよという話はされましたが、結局は町長が決めるんですね。町の資産、財産を売却するに当たって、とにかくこの条例ですと、議会を通さないで町長が全て決めることができると。基準はあるにしても、そういうことができると、可能だということになってます。なぜ、議会を通さなくても問題ないと判断したのかの理由をお聞きしております。
- ○町長(烙田 淳一君) 重ねての御質問でございます。

先ほど、お二人の議員のどちらかにお答えしたと思いますけれども、条例、それから施行規則、さらには要綱、そういったものを整備する、施行令とか要綱をですね、これはまた議会のほうにお諮りっていうか、報告させていただくっていうことでございますので、議会を通さないっていうことではないと思いますし、その処分についての議会を通さないっていうような、そういうことは、一つは、今、定められているものでは、日野町議会の議決に付すべき契約とか財産の取得処分に関する、そういった条例がございます。当然これはしますけれども、これについて、しないっていうようなことは、まだ、どういうんですか、この条例、取得または処分に関する条例に当たる議決をいただかないといけない部分もひょっとしたらあるかもしれませんけれども、それ以外のものについて、そういう色眼鏡で見られないで、ちゃんといろいろルールであったり、そういったものは……。

- 〇議長(小谷 博徳君) 中山議員、答弁中。
- ○議長(小谷 博徳君) ありませんか。ほかに。

〔質疑なし〕

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対の討論がありましたら。

5番、松尾信孝議員。

○議員(5番 松尾 信孝君) 私は、原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

そもそも町営住宅、町の持ってる資産を、日野町民の公共の財産を、かつ、現在居住している人、特定の人に譲渡する、非常にまれなケースでありまして、したがって、それを規定する条例というのは注意深くあるべきであります。例えば、先ほど私も申しましたように、第1条、第2条、不明確です。説明を受けて初めて分かるようなことであります。それを読み込み不足だと言われればあれなんですけれど、それは見解の相違かもしれません。例えばさっきから言ってます第2条で、公営住宅法第44条の1項に規定する住宅以外のうちと、つまり、耐用年数4分の1を過ぎたもの以外のうちと、これ極端に言えば、読み込み方によっては、できたばっかりの住宅だってこの範囲に入るわけなんですね。それを町長が決めるという、さっきから、先ほども同僚議員からの質疑にもありました、町長の裁量に委ねる部分が多過ぎる、そういう条例というのは、条例そのものが瑕疵があるんじゃないかと私は思わざるを得ません。

つまり、逆に言いますと、議会が一度、この条例が通りましたら、確かに説明責任ということは強調しておっしゃいましたけど、それは説明をする責任ということで、そのこと自身の、その行為そのものについてのことについては議会は、もう議会の手を離れてしまうと。確かに森友のケースでも、あれは全て法に基づいて行われたケースだと思うんですけど、ただ、例えば価格とか、相手がお友達だとかそういうところでいろんな問題が出てきてる、それはみんな、言わせれば全部法に基づいたことだと、だけど最後には死人まで出てしまったと。そういうケースが起こりかねないような条例の中身、条例であると思うんですね。

そういう意味で、先ほどから出ております、この条例を上程するに当たっては、議会と委員会ともう少し細かい議論も重ね、なおかつ、この条例そのものをもう少しこなれた、これは、本当に石ころだらけのような条例なんですけど、そういう条例として上程されるべきであるというふうに思います。

なおかつ、先ほどの答弁でもありました、現在この条例の対象となる方は、対象となる可能性 のある方は、2名プラス1名、3名ですね。その3名のために条例という形で網を張るよりは、 私は個別のケースをそれぞれ議会に諮られてお決めになるほうがもっと民主的な方法であるんじ ゃないかと、町民の利益になる方法ではないかと思います。 以上のような理由で、私はこの条例に対して反対の立場の意見を申し上げました。

○議長(小谷 博徳君) 続いて、賛成の討論を行います。

6番、中原信男議員。

○議員(6番 中原 信男君) 私は、議案第79号、日野町営住宅等売却条例の制定について、 賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、長年町営住宅に入居された方が住宅を取得できる環境を整備し、入居者が町への 定住を推進できるものであります。今回の条例案は、町営住宅という町有財産の処分の大枠を定 めたものであります。強く申し上げたいのは、条例制定後は、具体的な手続の手順や、売却価格 の基準等、施行規則及び要綱等で速やかに定めていただきたいと思います。私は、この住宅政策 を進めていく上で、この条例は必要だと考えます。

以上の観点で、議案第79号について、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

O議長(小谷 博徳君) 原案に反対の討論ありますか。

7番、安達幸博議員。

○議員(7番 安達 幸博君) 原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど私は質問の中で、近隣町村あるいは全国的にも町営住宅の売却というあまり例のない条例を、あえてここまで頑張って制定をされた、私はその担当課に対して深く、頑張ったねっていうエールを送りたいと思います。というのは、やっぱりそういうものは必要だからと思うわけです。

ところが、先ほどから私も質問しているように、心配事のほうが多い。そして、この売却条例が一体何を目指しているのかっていうのがはっきり見えない。本当に定住対策の、移住者を増やしたり、あるいは、今おられる方の移動を日野町でちゃんと、ここでずっと自分の資産にして残ってねっていう、そこを求めているのか。あるいは、今後、お荷物になる、解体も要る、修繕費もかかる、そういったもののお荷物になるものを、このたび処分しようやっていうところなのか分からない。ところが説明では、定住対策の一因になればというので、私はここの重きをもっともっと出すべきだと思うんです。出す以上は、固定資産の価格よりは得をしたね、ずっと長年住んどって今後私のものになるねっていう、そこの気持ちが大事だということになれば、価格は、やはり評価額より私は下がってくるんじゃないかなと思うんです。ところが、それを町長が一存でできるとか、そういう心配があるわけです。ですから、私は、まだ、今聞いたら、アンケートで2名プラス1で、早急に今、その結論が出なくても引っ越しされるとかいうようなこともまだないだろうと思うならば、この近い、次の議会、その次の議会でもいいと思うんです。しっかり

と施行令や要綱を、議員と議会としっかりと話した後に再提出したってまだまだ間に合う。

画期的な制定ができると私は思ってますので、このたびは時期尚早ではないかと思いますので、 否決のときには、施行令、要綱等ももう一度提示をしていただいて再提出を願いたい。そういう 意味で反対討論とさせていただきます。

- O議長(小谷 博徳君) 続いて、原案に賛成の討論はありませんか。 9番、竹永明文議員。
- ○議員(9番 竹永 明文君) 私は、この条例に賛成の立場で討論いたします。

先ほどから論議の中で、前例のないというような言葉がありますが、本町におきましては、下榎の改良住宅、これは、ちょうど町が公共下水を整備するときに当たり、これを売却しております。それは、今、町長の、執行部の説明のように入居者を、当然、今住んでる人ですから、その人を第1位に候補ということですが、町全体にこれはするという説明でありますし、今年度予算についても、下榎の改良住宅の売却の希望のない部分については、今年度も何千万もかけて解体費用を計上して、今執行をされております。当然、建物というものは、古くなればそういうこともあります。そういう前例もありますので、早急にこういう条例を制定して、そういうことに、町にとって、住民にとって何が必要なのかということを当然考えていかないといけない時期に来ておりますので、私は、この条例は制定には賛成の立場で討論といたします。

○議長(小谷 博徳君) 続いて、反対の討論ありませんか。

[反対討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第4、議案第79号、日野町営住宅等売却条例の制定についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(小谷 博徳君) 4対4ということであります。

この採決は議長のほうに委ねられるというふうに判断をしております。

私は、議長になったときから、同数の場合は現状維持、審議不十分と、もう一度審議をして再 提出をしていただくというふうなことで議長を相務めて今日まで来ておりますので、審議不十分 ということで、この条例については反対のほうに議長は投じたいと思います。

よって、議案79号は、否決されました。

日程第5 議案第80号

○議長(小谷 博徳君) 続いて、日程第5、議案第80号、日野町農産物加工所の指定管理者の 指定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

[質疑なし]

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第5、議案第80号、日野町農産物加工所の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第81号

○議長(小谷 博徳君) 日程第6、議案第81号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の 廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第6、議案第81号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う 財産処分に関する協議についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第82号

○議長(小谷 博徳君) 日程第7、議案第82号、令和3年度日野町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

最初に、歳入全般であります8ページから10ページの質疑を行います。よろしいですか。 5番、松尾信孝議員。

- ○議員(5番 松尾 信孝君) 歳入、町債として6億円強の町債が発行されるということになっておりますが、これ、私たちは、いろんな仕組みの中で、実際には町の負担は2億円ぐらいになるというふうに聞いております。この6億円の事業債の中身といいますか仕組みについて、もう少し、皆さんお分かりになるように御説明いただけますか。
- ○議長(小谷 博徳君) 6億の中身、仕組みについて、説明をいただきたい。仕組みっていうの 具体的にはどうですかね。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) どうやってそれが、事業債6億使うけど、それは返ってくるのかということですけど。
- ○議長(小谷 博徳君) 今ので答弁できるかいな。
 砂流教育課長。
- ○教育課長(砂流 誠吾君) ただいま御質問がありました義務教育学校建設事業債でございますが、こちらは過疎対策事業債を活用するということで考えております。この過疎対策事業債につきましては、借り入れました額のうち7割につきましては、後に交付税措置という形で町のほうに措置がされます。結果、3割に当たる額が実際には町の負担というふうになります。この6億というのを単純に計算をいたしますと、1億8,000万が3割ぐらいに当たると思いますので、この6億780万に対しましては、1億8,000万ぐらいが実質的には町の負担というふうな形になるというふうな事業債でございます。以上です。
- O議長(小谷 博徳君) 5番、松尾信孝議員。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) この事業債の実質公債費比率に対する影響についてお聞かせください。これは、この前お示しいただいた財政推計の中に入っておりますでしょうか。入ってないとしたら、どれぐらいこれは押し上げる影響が出てくるのか。

- 〇議長(小谷 博徳君) 渡部総務課長。
- ○総務課長(渡部 裕之君) この起債につきまして、財政推計に含まれているかということでご ざいますけれども、先般お示しした財政推計の中に含めてございます。

どれぐらいの影響かということでございますけれども、今ここに具体的に数字を持ってきてございませんので、何%の影響かということは申し上げられませんけれども、前回のお示しした資料の中で上げさせていただいた数字、一番最終年度、8年度でございますか、あそこのところで影響してくる数字ということでございます。

〇議長(小谷 博徳君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長(小谷 博徳君) ないようですので、次に、歳出全般であります11ページから17ページまでの質疑を行います。

1番、中山法貴議員。

○議員(1番 中山 法貴君) 15ページ、教育費、教育総務費、事務局費の工事請負費7億150万円について、お伺いします。

これは義務教育学校建設事業のものであります。前の議会で改修費の3億円が出ました。今回、校舎の増築部分の7億円が出ております。合計10億円以上の町の一大事業です。一大事業ですので、十分な町民の理解が必要な事業です。これに伴いまして、先週、義務教育学校の校舎建設に関わる住民説明会が行われました。ここで、私が人数を数えた分には、参加者が根雨地区22名、黒坂地区14名。

- 〇議長(小谷 博徳君) 中山議員。
- ○議員(1番 中山 法貴君) 質問にいきます。
- **〇議長(小谷 博徳君)** 歳出についての質疑にいただきたいと思うですけど。
- ○議員(1番 中山 法貴君) もちろん。もちろんそうです。もちろん。もちろんです。
 続けます。この中には、町の職員と議員が多くいまして、そういった関係者を除けば、町民の
 参加者は、根雨地区11名、黒坂地区9名という、かなり少ない参加数でした。
- ○議長(小谷 博徳君) 中山議員、歳出について質疑してください。
- ○議員(1番 中山 法貴君) もちろんです。任せてください。
- ○議長(小谷 博徳君) 任せてくださいは余分でしょう。
- ○議員(1番 中山 法貴君) もちろんです。もちろん、歳出についての質問をいたします。

教育課から校舎建設についての説明がありまして、その後に、参加者からの質問を受け付けました。そこで、町民の方から、もう予算はついているのか、進め方がちぐはぐではないかという方、もっと以前に工事費の説明をすべきだという方、住民説明会は何回やったんだという方がいました。このような住民説明会だったんですが……。

- ○議長(小谷 博徳君) 中山議員、予算について言ってください。
- 〇議員(1番 中山 法貴君) はい。
- ○議長(小谷 博徳君) 住民説明会の解説より、支出について疑問のところがあれば、執行部に そこを投げかけていただきたいと思う。
- ○議員(1番 中山 法貴君) はい、投げかけます。
- ○議長(小谷 博徳君) 投げかけてください。
- ○議員(1番 中山 法貴君) はい。というような説明会だったんですが、今回7億円以上での予算、この説明会でもそれを説明しました。この参加者少なかった、ちぐはぐだとか工事費の説明が遅いとかそういうことがあったんですが、町民の十分な理解は得られたと思いますか。お尋ねします。
- ○議長(小谷 博徳君) それは質問にならんじゃないですか。この7億について。
- ○議員(1番 中山 法貴君) 7億について、住民の十分な理解は得られたと思うかということです。住民の十分な理解が得られないままこの予算は通すのはいかがかということによる質問です。(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(小谷 博徳君) 休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

○議長(小谷 博徳君) 7億について、住民の理解を得て提出したのかどうかという点で答弁を いただきたい。

峪田町長。

- **〇町長(焀田 淳一君)** 端的に申します。提案したとおりでございます。
- O議長(小谷 博徳君) 1番、中山法貴議員。
- ○議員(1番 中山 法貴君) この予算に関しまして、事業費に関しまして、要はこれまで全く 説明せずに来ました。初めて住民に説明したのは本日から7日前、12月9日の義務教育学校住 民説明会です。これ、10億以上もかかる一大事業なんですけれども、今回には増築に関する7

億円、そのうちの。この予算審議のほんの7日前での土壇場の発表。このようなやり方、私は住 民の理解は得られたとは思いません。

- 〇議長(小谷 博徳君) 中山議員。
- ○議員(1番 中山 法貴君) この辺は、町長はどうお考えでしょうか。
- ○議長(小谷 博徳君) 中山議員、あなたの質疑は討論の中で言うような質疑ですので、予算について、ここでしっかり聞いて、それから今の意見は討論の中で言っていただく意見、内容だと私は思うですけどね。そこら辺をちょっと整理をして、この7億についての予算について不明瞭なところがあれば、執行部に聞いていただきたいと思う。
- ○議員(1番 中山 法貴君) では、この予算を住民に説明したのは7日前、議会に関してもその数日前、この具体的な数字が出たのは。このような土壇場での発表について、なぜそうなったのか、それについて、それで適切だと思うのかをお聞きします。
- **○議長(小谷 博徳君)** 予算について分からないところを言っていただいて、それで納得できん 部分は討論で言っていただいたらいいと思うですけどね。
- O議員(1番 中山 法貴君) でも、予算は、なぜこの土壇場になっての数字の発表だったのか というところです。
- ○議長(小谷 博徳君) 答えれんかいな。
 砂流教育課長。
- ○教育課長(砂流 誠吾君) 1番議員さんの質問に対してお答えをいたします。このたび、予算のほうを上げさせていただきましたのは、国の補助金を頂く、そのために申請をするわけなんですが、当初は増築部分につきましては、増築工事を行う令和4年度予算ということで考えておりましたといいますか、国のほうからそういうふうな話もございましたが、今といいますか、本議会の前に、今年度中に補助のほうが措置できそうだということがありまして、前倒しで申請をいただければ、本年度措置をして事業繰越しという形で来年度にかけて事業ができるというふうな指示をいただきました。なるべく早く工事のほうを完成させるためには、本年度予算をつけていただき、来年度早々に工事着手するというふうな必要がありましたものですから、このたび12月議会のほうに予算のほうを上げさせていただいたというところでございます。

住民への説明につきましては、議会のほうに先に御説明申し上げて、その後で住民さんに説明 をしようということで考えておりましたので、こういう順序になったというところでございます。 以上です。

○議長(小谷 博徳君) ほかに質疑がありませんか。

7番、安達議員。

○議員(7番 安達 幸博君) 引き続き、義務教育学校の予算についてお尋ねをいたします。

先ほどから中山議員のおっしゃっていることは、設計費がついた段階から想定をしていかないといけない。設計費で大体これぐらい、あるいは設計の段階で教育委員会の希望をおっしゃって、その希望どおりにするとこういう設計図ができました、そこで7億かかりますとかいうのが事前にあって、それから起債の申請とかそういうふうにしてほしかったというようなことだろうと思うんです、手順的には。私がそういうところをちょっと感じましたが。

そこで、この7億で、こういう学校を造ります、こういう部屋数ですっていう説明が、根雨、 黒坂と行われましたね。そのときに私はちょっと印象に残った住民の方の言葉を代弁しながら、 回答をお願いしたいと思うんですが。若い住民の方で、多分小学生がおったり、それから、これ から小学生が入る人だろうと想定しますが、その方が、今の説明の図面を見ると、空き教室、い わゆる多目的教室であるとか、支援室であるとか、そういうものが本当に多く感じられると、こ んなに必要なんでしょうかと。そういうのを削減してもっと金額をスリムにしたらどうですかと。 その背景には、これから起債を15年から20年かけて返済をしていくわけですが、それを背負 う世代の人です。また、このたび、その義務教育学校で入る保護者の方です。どっちもの気持ち が多分葛藤しながらの質問だったと思うんです。そのときに教育委員会の回答は、魅力ある学校 にしたいんだと。町外からもああいった教育環境が整った校舎を使っての教育を、ぜひとも私の 子供にも受けさせたいという、町外からの方もまた、そういうふうになっていただくような環境 整備の整った学校にしたいために、多目的教室を多く、あるいは支援教室を多く、このたびは造 りたいということの回答でありました。

そこで、私は大変いい動機づけだと思うんです。これ、改めてそのことに、いわゆる子育て支援を促しながら移住を促すという政策ではあるので、この点について町長からもう一度、そこの部分の気持ちを、教育委員会はそういう気持ちで造るんだけんっておっしゃったので、町長は政策的にどう思うのかをお聞きしたいんですが、7億かけてそういうことを。

もう一つは、私は教育委員会に、この7億使ってそういう物質的な教育環境はできると思うんですが、だけど定住とか促すときには、もっと教育目標。日野の日野学園だったかいな、教育学校に来たらこういう違う教育が受けられるよっていう教育目標を、やっぱりこの際、はっきりと出されたほうが、この7億円使う意味がもっと分かりやすくなると思うんですがそれは今やってますとか、当然言われると思うんだけど、でも、私は、早急にセットでやっぱり出さないと、この7億円使ってもいいという認識的になかなかなれないというところもあるんで、そのことをま

ずお聞きしたいんです。

それから、もう1点は、増築部分の校舎が校庭の一部を使うわけです。したがって、校庭が狭くなるっていうのは認識的にはあるんですが、これは中学校も交えた校舎の校庭として、私、狭いじゃないかなっていう、あるいは運動会するにしてもね。100メートルの直線で、斜めでないと取れないのかもしれないとか、これはどういうふうに、校庭が狭くなるということを認識されるのか。

それともう1点、これにあわせて、今までの説明のときには、いわゆる根雨小学校に全てを持ってくるので、もちろん黒坂小学校は廃校になる、日野中学校も廃校になるというような説明であった。ところが、何かの説明のときに、日野中学校の体育館も使うかもしれない、授業に使うかもしれない。あるいは校庭も使うかもしれないっていうような発言が出てきたんですね。そうすると、どこまで日野中学校を使うのかということもきちんとしておかないと、日野中学校の跡地、あるいは後利用、校舎の。それにも影響してくると思うんです。ここは義務教育学校で使うので、後の利用はできませんよというものも当然出てくるので、そこをもう一度、日野中学校をどれぐらい義務教育学校として占用するのかっていうところも、併せて教えてください。

そして、もう一つは、将来的には保小中一貫教育をやりたいので、保育所も持ってきたいんだ というような発言も、この義務教育学校をするときにおっしゃった。私、そこの拡張の用地があ るのかなっていう、逆に心配もするので、併せてそこもお尋ねします。

そこで、今の質問をお答えになって、やっぱり7億要るんだねっていうことに理解を求められると思うんです。そこで、もう一度、先ほどの予算のところに返りますが、このたびは増築の分7億使うんだよっていう予算です。それで、もう一度、今は丸々借入れで行いますっていう提案なんですが、将来的には補助金もつくでしょうというところが、もう一度、これ収入にもなるけど、併せてお教えください。

〇町長(焀田 淳一君) たくさんの事項を質疑いただきました。

私のほうへは、教育委員会がこの義務教育学校に対して、どういう期待っていうか夢っていうか、そういうものを持ってそれを語ったんだけども、町長はそれについてどうかっていうような御質問だったと思います。

教育委員会さんとよくよく話をしております。魅力ある学校、そして、学び、そして、ふるさと教育ができる。やはり、日野に育ち、また、日野に移住してこられた子供さんたちが、日野学園ですね、義務教育学校、そういったところで学んだ、学ぶことがすごく誇らしく思える。そし

て、そういう学びを提供した日野町がすごく心に残る、本当に心のふるさとになっていく、そういったような学びが展開できる義務教育学校にしていきたいと思っております。以上です。(「詳細は、まだ」と呼ぶ者あり)

〇議長(小谷 博徳君) 個々のはどうなってる。

砂流教育課長。

〇教育課長(砂流 誠吾君) 御質問いただいたことについてお答えをしたいというふうに思います。

まず、教育内容をしっかりと示すべきだというふうな御質問でございます。まさにそのとおりだというふうに思っております。回答しようと思っていたことを先に言われたので、あれなんですが、現在、教育課程検討委員会のほうでしっかりと検討をいただいております。その検討をしていく中で、やはりふるさとを愛するんだと、ふるさと日野町に誇りを持つ子供たちを育てるんだというふうなことは、非常に強く委員の皆様からもいただいておりますし、教育委員会としても思っているところであります。ですので、教育内容といたしましては、日野町をはじめとして、日野郡全体にフィールドが広がっていく可能性もあります、鳥取県全体に広がっていく可能性もありますけども、しっかりとしたふるさと教育、ふるさとキャリア教育を実施をしてまいりたいというふうに思っております。

そのためには、やはり地域人材をしっかり活用していくということは必要になってこようというふうに思っております。今も非常にたくさんの地域の方に御協力いただいて、3つの学校で授業、取組を行っております。それを1つの日野学園、義務教育学校の中で実施をしていくということで、実際にはそういった地域の方が気軽に寄ってくださって、授業の様子も見てくださって、よし、一緒に子供たちを育てていこうじゃないかというふうな気持ちになっていただく、そういったことは大事かなというふうに思っております。要は地域全体で子供たちを育てていくんだと。そのためには、地域の人たちが気軽に寄ってくださるような部屋も、ここは自由に来てくださっていいですよというふうな部屋を1つは設ける、そういったお話も説明会のほうではさせていただいたところであります。地域の皆様と学校と行政とが一体となって子供たちを育てていくんだというふうなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

あわせて、今もGIGAスクール構想ということで、ICTを使った教育っていうのを進めていますが、それはしっかりと進めていって、要はふるさとキャリア教育を進めるとは申しましたが、地域に閉じ籠もるっていうことではなくて、やはり未来にも、それから世界的にも開けていく、いろいろなところとつながっていけるような学習が展開できる、そういった施設にしていき

たいし、その中でそういった学習を行っていきたいというふうに思っております。そういった意味では、LAN環境の整備っていうものも、改めて今回の工事費の中に入れさせていただいているというところであります。

それから、グラウンドのほうが狭くなるというふうなところでございますが、こちらにつきましても、検討委員会のほうでも御議論をいただきました。今の提案をさせていただいているような形にすればグラウンドが狭くなりますいうところでございます。ただ、今、根雨小学校に200メートルのグラウンド、1周200メートルのグラウンドが取れる広さがございますが、実際には180メートルぐらいのグラウンドでやってるんじゃないかなというふうに思っております。1周180メートルぐらいのグラウンドであれば、校舎を増築してもそれは可能であるというふうに判断をしております。ですので、通常の体育の学習でありますとか運動会、体育祭につきましては、このグラウンドで開催ができるというふうに考えております。ただし、部活動、例えば野球をしようと思えば狭い、飛球が大きく飛んだりということがございますので、そういったときには、先ほど言っていただきましたが、日野中学校のグラウンドを使うということも想定をしております。

日野中学校を使うっていうところについてはどうかというふうなお尋ねもございました。日野中学校につきましては、いわゆる教育課程内、時間割の中で移動するっていうのは非常に難しい、ロスが起こりますので、ほぼないというふうに考えております。ただ、もしかしたら、必要に応じては、広い体育館を使ってやったほうがいいというふうな学習があれば、そちらに移動してするっていうふうなことも、時と場合によってはあるのかなというふうには思いますが、放課後の部活動につきましては、先ほど言いましたように、野球部が広いグラウンドを使ったほうがいいでありますとか、体育館を使ったほうがいいっていうふうなこと、あるいはテニスコート、その辺りも部活動のほうでは使えるというふうな形で残しておいてほしいというふうなところを話をしております。義務教育学校、学校が占有するということではなくて、広く町民さんが使っていただけるグラウンドであったり体育館であったりっていう中で、子供たちもそういった課外の活動とかで使っていくというふうに考えていただけたらいいのかなというふうに思っております。

それから、保育所を持ってくるっていうところでございますが、もともと根雨小学校の校地に 義務教育学校をしようといった一つの大きな理由として、保育所を持ってきた場合に、保育所を 建てるスペースが日野中学校や黒坂小学校に比較した場合にありますよというふうなお話をさせ ていただきました。実際にどの部分がそれに該当するのかっていうところですが、まだしっかり とした試算とかをしているわけではないんですが、例えば体育館横の今の旧給食センター、防災 グッズが今入っている倉庫でございますが、あの辺りでありますとか、このたび増設をする校舎 のつながりでありますとか、あるいは、これはまだあれなんですけども、テニスコートがござい ますが、テニスコートの辺りとか、その辺りを候補地としては考えております。

最後、将来的な補助金のことについてということでございますが、国のほうからの補助金、この増築に関わっての補助金につきましては、大体2億円は下らないだろうというふうには考えております。そういった関係で、改修も含めて約10億円の事業となりますが、国のほうからの補助として、さきに、9月のときに御提案させていただいた改修費に係る国の補助が大体1億円、このたびの増築に係る補助金が大体2億円ということで、大体3億円ぐらいは国の補助金という形で入ってくるということを想定をしております。その関係で、残りが過疎対策事業債という形になります。先ほど歳入のときの答弁で申し上げました、そのときには6億を基にしたお話をさせていただきましたが、改修と増築を合わせた過疎債が大体7億ちょっとぐらいになるかなというふうに思っております。それの実質の負担額ということで、2億3,000万程度が実際に本町が負担をしていく額になるというふうなところで考えております。以上です。

- O議長(小谷 博徳君) 7番、安達幸博議員。
- ○議員(7番 安達 幸博君) 将来的な方向性もよく分かりましたが、ちょっと町長の答弁で、 私が求めておるのは、住民説明会のときに、さっき言いました、こんなに十分な施設が、もった いないというような保護者の意見を言いました。その回答が、移住も促すような環境整備の整っ た、いわゆる定住政策の一環でもあるわけです、この校舎、教育委員会さんが回答されとる。こ れはまさしく、町長がそういう観点でしっかりと、これからこの義務教育学校を町外に、移住定 住を求めるために発信するかどうかの大きな問題だと思うんです。そのことをちょっと求めたん ですが、町長の答弁はふるさと教育だとかキャリア教育だとか、今の学校の大きな教育目標をお っしゃったにとどまっとるので、改めて政策的にこの事業は、一方では環境整備の整った学校を 求めて移住定住をしてくださいというような発信をされるんかなっていうのがちょっと疑問に思 うので、今の答弁で、もう一度どういう気持ちなのかをお聞かせください。
- ○町長(塔田 淳一君) 議員さん御承知のとおりでございますけれども、移住であったり定住であったり、やはり住む場所の、住むところの環境っていうものをアピールしていくっていうようなことが本当に大切だと思います。そういった意味で、子育て環境である、それから医療環境である、それから住宅環境、いろんな面で訴えていって移住定住を促す、そういった装置っていう言い方はいけないんですけども、日野町には立派な9年の義務教育学校が新たに整備されて、そ

こで9年間しっかり学べますよっていうようなんは、移住定住にとっての大きな、どういうんですか、アピール材料だと私は思っておりますし、そうしてまいりたいと思います。

〇議長(小谷 博徳君) ほかに。

[質疑なし]

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。

1番、中山法貴議員。反対の討論ですか。

- 〇議員(1番 中山 法貴君) 反対討論です。
- ○議長(小谷 博徳君) それでは、原案に反対の討論を行います。1番、中山法貴議員。
- ○議員(1番 中山 法貴君) 反対の立場で討論いたします。

まず、日野町のオーナーは誰でしょうか。それは町民の皆さんです。この町のオーナーは町民です。町長は、その町民に雇われた雇われ店長です。今回、雇われ店長が、教育のために新しい建物を建てたいとオーナーに提案しました。オーナーは店長に聞きますよね、事業費幾らかかるんですか。当たり前ですよね、費用聞くの当たり前。でも、店長は分からない、まだ計算できないと、ずっとそれしか言わんですよ。1年たっても、1年半たってもそれしか言わない。そして、事業費は10億7,600万円ですとオーナーに示したのが、予算を示す、予算を決める会議の7日前。これに納得するオーナーがいると思いますか。それに納得する町民がいると思いますか。こういうことを今回の補正予算でやってるんですよ。

義務教育学校の建設費用について、町長は、分からない、積算ができない、もうこれの一点張り。2020年の4月に義務教育学校の新設の計画を発表してから1年8か月の間、費用について住民に全く説明をしませんでした。初めて住民に対して建設費用を言ったのは、合計額ですね、言ったのは今年の12月9日の先日の住民説明会ですね、つい7日前。議会に対しても建設費用の具体的な数字を示したのは、その数日前。これはやっぱり、住民に考える時間を与えない、意見を言う時間を与えないというとんでもないやり方。これね、10万円、20万円の事業じゃないんですよ、10億円以上もかける事業、町の一大事業です。当然、費用についても町民の皆さんと話し合いながら、町全体で一丸となってやるべき事業です。ですが、町長はこういうやり方をしたと。地域と共に教育を学校を盛り上げていかなければいけないのに、全く町民と一緒にやっていない。先日の住民説明会でも怒っている住民の方いらっしゃいました。もう予算ついてるのか、進め方がちぐはぐじゃないか、おっしゃられた住民の方いらっしゃいました。もっと以前

に工事費の説明すべきだとおっしゃられた住民の方いらっしゃいました。私は初めて聞いた、住 民説明会何回やったんだ、おっしゃられた住民の方いらっしゃいました。町の説明が住民に十分 に伝わってないんですよ、特に費用について。住民説明会の参加者も少なかったですよね。地域 と共に教育を学校を盛り上げていくという雰囲気に全くなっていない、こんなやり方では駄目で す。特に費用について、もう土壇場の土壇場まで説明しない。そんなやり方では、地域と共にや っていくどころか、町民は不信感を持ちます。もっときちんと住民と話し合ってやるべき事業で す。町の命運をかけた一大事業をこんな住民説明のやり方で進め、今回予算をつけるというのは 認められません。

以上、反対の討論です。

- ○議長(小谷 博徳君) 続いて、原案に賛成の討論を行います。6番、中原信男議員。
- ○議員(6番 中原 信男君) 私は、令和3年度日野町一般会計補正予算(第10号)に対し、 賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算の大部分を占める義務教育学校建設事業は、人口減少や少子化が進み、健全な学校運営が難しくなっていく中で、持続可能な教育体制再構築し、未来を担う子供たちの育成に必要な事業であります。義務教育学校建設の合計事業費は10億円を超える規模となりましたが、財源として国庫補助金が約3億円見込まれます。また、過疎対策事業債の交付税措置が約5億円あり、実質的な町の負担は2億円強であります。町の中長期的な財政計画の中にも、当然組み込まれているものであります。その他、本件の補正予算は、病児・病後児保育事業等利用実績増加により代替保育士の派遣日数を増やし、子育てを支援するものであり、その他、町議会議員補欠選挙は、公職選挙法第113条第3項の規定に基づき、2月に実施予定の町長選挙と同時に行われなければならない予算であります。いずれも本町の教育や子育て、地方自治の確立に必要な予算であり、賛成の討論といたします。

その上で、一言申し上げておきたいことがございます。全協でも議論をいたしましたように、 義務教育学校の今後の推進において、経費等をなるべく削減できるような努力をし、推進をして いただきたいと思います。

以上の観点で、本補正予算案に対し、賛成の討論といたします。

- ○議長(小谷 博徳君) ほかに反対の討論はありませんか。
 5番、松尾信孝議員。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) 反対の立場から討論をさせていただきます。

これは今議論になっております義務教育学校でございます。確かに、教育に対する投資というのは費用対効果とかそういうことではかるべきものではないと思うんですが、先ほどから言われてますように、この10億っていう数字っていうのは明るみになったのが非常に最近だと思います。一方で、10年後、20年後に日野町のこの義務教育学校に来る生徒数はどれぐらいになるかという推計は、おぼろげながら聞いておりますけど、はっきりとした数字が来ておりません。そういう中で、果たしてそれだけの、はっきりとしてないというだけで、あるというのは聞いておりますけど、これだけの人数に対して10億投資するのが妥当かどうかというところについての議論が、きちんとはされていないような気がいたします。したがいまして、私は今回提示されましたこの予算案の、特に義務教育学校に関する工事費7億出ておりますけど、そこのところについては反対をせざるを得ないということでございます。

- ○議長(小谷 博徳君) ほかに賛成の討論ありませんか。7番、安達幸博君。
- ○議員(7番 安達 幸博君) 賛成の立場で討論をさせていただきます。

本補正の大きな金額は、先ほど来、議論になっております義務教育学校の予算であります。この予算が通れば、義務教育学校の開設に向かって本当の意味の道筋ができるわけであります。あとは、教育委員会がしっかりと魂を入れてもらう、その作業が、先ほど来、教育目標等も私も質問いたしましたが、そういう意味でしっかりと魂を入れていただくように協議を重ねていってほしいと思います。そして、やっぱりこの教育環境を整えるというのは、今のバリアフリーになって、今まで小学校、中学校にエレベーターがなかったのも、このたびそういうのも設置されます。こういった教育環境を整えて、今おる日野町の子供たちに最善の教育環境で教育をしてほしいと思う観点から、賛成をいたします。

○議長(小谷 博徳君) 続いて、反対の討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第7、議案82号、令和3年度日野町一般会計補正予算(第10号)の採決を 行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第83号

○議長(小谷 博徳君) 日程第8、議案第83号、令和3年度日野町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって 行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第8、議案第83号、令和3年度日野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

_____. . ___.

日程第9 議案第84号

○議長(小谷 博徳君) 日程第9、議案第84号、令和3年度日野町介護保険特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

「討論なし」

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第9、議案第84号、令和3年度日野町介護保険特別会計補正予算(第2号) の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

O議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第85号

○議長(小谷 博徳君) 日程第10、議案第85号、令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

[質疑なし]

O議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第10、議案第85号、令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算(第3号) の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第86号

○議長(小谷 博徳君) 日程第11、議案第86号、令和3年度日野町公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

「質疑なし〕

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第11、議案第86号、令和3年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算(第

1号)の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号

○議長(小谷 博徳君) 日程第12、議案第87号、令和3年度日野町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

[質疑なし]

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第12、議案第87号、令和3年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。 ここで休憩をします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

〇議長(小谷 博徳君) 再開します。

午前の部は、これで休憩としたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小谷 博徳君) 午後は、1時15分に再開をいたします。休憩。

午前11時52分休憩

午後 1時15分再開

○議長(小谷 博徳君) 午後の会議を再開いたします。

日程第13 議案第88号

○議長(小谷 博徳君) 日程第13、議案第88号、令和3年度日野町一般会計補正予算(第1 1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埒田町長。

○町長(塔田 淳一君) ただいま上程されました議案第88号、令和3年度日野町一般会計補正 予算(第11号)について御説明申し上げます。議案書を御覧いただきたいと思います。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ3,214万5,000円を追加し、予算総額を49億8,880万6,000円とするものであります。補正額は、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。

次に、3ページ、第2表、地方債補正を御覧ください。緊急自然災害防止対策事業債の限度額を270万円増額し、合計の限度額を11億8,974万8,000円とするものでございます。このたびの補正予算では、原油価格の高騰や新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛による燃料費の増大で各世帯の生活費が圧迫されていることから、鳥取県による原油価格高騰に係る生活困窮世帯支援事業費補助金を活用し、さらには、困窮世帯にかかわらず全ての世帯に1世帯当たり1万円分の灯油、ガソリン購入券を配付する目野町原油価格高騰に係る生活支援事業の経費として1,422万5,000円、11月臨時議会において先行して議決いただいた対象者1人当たり5万円を給付する日野町子育て世帯への臨時特別給付金支援事業に、残りの5万円部分をクーポン券ではなく現金で給付することとし、合計給付額を10万円とする経費として1,550万円、下榎改良住宅2棟解体工事の追加工事として242万円を増額計上するものでございます。詳細につきましては総務課長より説明させますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小谷 博徳君) 渡部総務課長。
- ○総務課長(渡部 裕之君) 議案第88号、令和3年度日野町一般会計補正予算(第11号)について御説明をいたします。

5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書については、御覧をいただきたいと思います。

6ページ、歳入について御説明をいたします。国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業への補助金として1,550万円の増額、県支出金、県補助金、民生費補助金は、原油価格高騰に係る生活支援事業への補助金として132万7,000円の増額、繰入金、財政調整基金繰入金は、今補正予算の財源として1,261万8,000円の増額、町債、土木債は、単県斜面崩壊復旧事業に係る単県急傾斜地崩壊対策事業の起債協議が調い270万円の増額です。

次に、歳出について御説明をいたします。7ページを御覧をいただきたいと思います。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は1,422万5,000円の増額で、原油価格高騰に係る生活支援事業に係る経費として消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費を計上し、交付金は、灯油、ガソリン購入券として1世帯当たり1万円、1,330世帯を想定した1,330万円を計上しております。児童福祉費、児童福祉総務費は、子育て世帯への臨時特別給付金として既に予算化をしております対象者1人当たり5万円の給付に加え、さらに現金で5万円、合計10万円を一括給付するための経費として、310名を想定した1,550万円を増額するものでございます。土木費、土木管理費、土木総務費は三谷地区及び中菅地区単県斜面崩壊復旧事業に係る財源振替、住宅費、住宅改良費は下榎改良住宅解体工事に係る追加工事が必要となったため、工事請負費242万円の増額でございます。

以上が一般会計補正予算(第11号)の提案説明でございます。

○議長(小谷 博徳君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって行います。質疑はありませんか。

8番、佐々木求議員。

- ○議員(8番 佐々木 求君) 8番。6ページの、先ほど町長の報告にもありましたが、ガソリン、灯油代の補助の件について伺います。県から来るのが原油価格高騰による生活困窮世帯等支援補助金132万7,000円、そして、町が持ち出しをする一般財源からの繰入金、財政調整基金を使うわけですが、約10倍近くの1,261万8,000円、そして、この内容は町長の報告にもありましたように、全世帯に1万円ずつということでありました。私はこれまで経験した中では、北海道とか東北、北陸のほうで、いわゆる福祉灯油といわれるものがこれまでも随分実施されましたが、それについては大体やっぱり所得制限や家族構成、母子家庭とかそういう部分が特定されとったわけですが、今回は全世帯に1万円にしたというところの意味をもう一度分かりやすく説明をお願いしたい。

○町長(埼田 淳一君) 御提案いたしました原油価格高騰に係る生活支援事業、なぜ全世帯1万円にしたかっていうことでございます。議員御案内のように、原油価格の高騰、今日もたしかニューヨーク市場、70ドルを1バレル超えている、高止まりをしている中、それと、店頭で灯油とかガソリンの値段、本当に前のシーズンに比べて20円とか30円、リッター当たりですね、上がってます。こういった中で、やはりこの原油高騰の影響はあまねく全世帯が影響を受けておられる。コロナの中で収入が減る、そしてコロナの中で自宅で、御高齢の方が随分たくさんうちの町おられます、自宅で暖房を取らないといけない、そして働きに行かれるときもガソリンを使われないといけない、そういうようなことをいろいろ考えさせていただいて、今、冬季に入りました、明日、あさってからまた雪が降ってくるんではないか、非常に寒い時期に向かってる中、この時期を逃したらやっぱり支援の意味が随分失われると思いました。

1万円にさせていただいたのは、私、7つの西部の町村さんといろいろ情報交換したりしてます。そして、昨日もちょっと原油高騰、先ほど議員さんおっしゃいました、あまり全世帯にっていうのはないじゃないかっていうことだったんですけども、インターネットで検索しましたら北海道新冠町、これは昨年全世帯に1万円、どういうんですか、支援されてる、そういうような事例も確認させていただいたところです。答えになってますかね、以上です。

- O議長(小谷 博徳君) ほかに。
 - 5番、松尾信孝議員。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) 同じく、同じことについて質問をいたします。全協で配られた資料とか見ますと、それから県からの補助金、灯油がもとになってるわけなんですが、本町の今回出されたこの補正予算によりますと、ガソリンも入ってきてるわけなんですが、目的のところを読みますと、コロナ感染症に伴う外出自粛を受けて世帯の、つまりステイホームで家で灯油で暖まるということで、これは十分に分かるんですけども、逆に言うと、外出自粛でガソリン代は減ってるんじゃないかと思うんですが、その辺りについてどういう議論がされてガソリンをこの中に入れ込むということについての理解ができないんですけど。
- ○町長(塔田 淳一君) 議員さんおっしゃいましたように、県の制度設計では灯油等ということになっていて、灯油と、いわゆる配達の灯油のときにちょっと割増しの部分がありますよね、灯油自体と配達経費、そういったものを対象にしますよっていうことで制度設計がされてて、なおかつ1世帯当たり5,000円が上限なんですよね。それと、対象世帯が非常に狭いっていう言い方、絞られてる。そういった中で、議員さんの御質問にありました、なぜガソリンも加えるん

だ、遠くに出かけることがない、レジャー的、非日常的な遠出っていう外出っていうのは随分制限がされましたし、まだ100%解除ではないと思いますけれども、先ほどの議員さんにもお答えしましたけれども、こういう皆さん働いておられたり、不要不急の外出っていうのも当然あるわけです。そのときに車を使われる方も随分おられる思います。そういったことも踏まえて考えないといけない、そういったことを考えて、灯油だけに限定するのではなく、いわゆる原油の高騰ですので、原油を、どういうんですか、もとにした燃料、そういったもの、ガソリンも含めましょうっていうことで考えさせていただきました。

- O議長(小谷 博徳君) 5番、松尾信孝議員。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) もう一つ、お伺いいたします。やはり同じく全協で配られた資料を基にしてお伺いしておりますが、これによりますと、町内全世帯に配達終了が1月下旬となっております。1月下旬というのは多分20日以降だと思いますね。上に行くと、今後、支援の内容のどういう積算根拠でこれを出したかということなんですけど、4,000円掛ける2.5か月分と、これで1万円が出てきたと。最悪の場合1月の下旬にこのクーポンが配付されて、3月20日までに使いなさいと、2か月しかないんですよね。この計算根拠の前提が私は崩れているんじゃないかと思うんですけど、その辺りについてはどういうふうに御説明いただけますでしょうか。
- **〇町長(塔田 淳一君)** 具体の、どういうんですか、事業費の積算でございますので、詳細でございますので、担当課長のほうから答えさせます。
- ○議長(小谷 博徳君) 住田健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(住田 秀樹君) お答えいたします。こちら全協の資料に積算根拠のほうを書かせていただいております。これは標準的な灯油利用世帯、昨年に比べまして灯油金額が1リットル当たり20円増えております。標準的な世帯で灯油を月200リッター使用した場合の月の差額の積算でございます。ちょっと今、時期的に郵便局のほうが混み合っておりまして、1月の初めに発送はする予定にはしているんですが、発送時間がかかってしまいますが、これ、月の差額の積算なので、実際に利用いただけるようになれば、なかなか1万円ってすぐ消費できるものだと思っております。さらに、ガソリンにつきましてもいろいろ議論させていただいたんですが、今、電化住宅などございまして、実際に灯油の消費量が少ない家庭もあろうかと思います。家族が多い世帯ですと、やはりガソリン代などもかなり負担が大きくなっているっていう現状もあろうかと思いますので、そういった意味で今回はこのような制度設計にさせていただきました。以

上です。

- 〇議長(小谷 博徳君) 5番、松尾信孝議員。
- ○議員(5番 松尾 信孝君) ということは、確認ですが、全協のときにも出ました自分のところはガスを使ってるとか、だから灯油は使わない、つまりこのもともとの制度設計から外れて、外れてといいますか、それを延長してガス使ってる家庭とかいうことを補助するという意味でガソリン代のほうにも入れてきたというふうに御説明を受けた、本来のこの県の制度設計があって初めて、この本町の今回の補助が出てきてるんだと思うんですけど、この辺について県に、いわゆる制度から少し逸脱してんじゃないかというようなことについての県のほうとのすり合わせは大丈夫なんでしょうか。
- ○町長(塔田 淳一君) それぞれの自治体は自治をやっております。県の制度設計、何かね、私的にはちょっと不十分だなっていうことで、何で石油だけにこだわるのか、そしてなぜ上限が5,000円なのか、ちょっとおかしいんじゃないっていうようなことを担当課から県のほうに伝えなさいっていう話もさせていただきました。議員さんの質問に的確に答えよう思いますと、日野町は日野町でさせていただく。それで、県の制度も使えるんだったら使うっていうことでございます。
- ○議長(小谷 博徳君) ほかにありませんか。
 1番、中山法貴議員。
- ○議員(1番 中山 法貴君) ガソリン、灯油購入券についてお聞きします。町内全世帯に配付、 配達ということですが、これは住民票がある世帯という基準で配るのでしょうか。例えば施設に 入っている方や学生寮に入っている高校生、これらも住民票があれば全て世帯に入れるように考 えているのか、その辺の基準をどう考えているのか、お伺いします。
- 〇議長(小谷 博徳君) 住田健康福祉課長。
- O健康福祉課長(住田 秀樹君) お答えいたします。施設に入所されてる方や寮に入っている学生さんなどをどう考えているかという御質問だったと思います。今、要綱案を作成中でございまして、施設入所者が世帯主になっている場合、あと学生さんが世帯主になっている場合は対象者から外すという考え方で進めております。以上です。
- 〇議長(小谷 博徳君)
 ほかに。

 2番、梅林敏彦議員。
- ○議員(2番 梅林 敏彦君) 6ページにあります子育て世帯臨時特別給付費補助金について伺

います。これに関しては国のほうで一括支給だったり、クーポンに分けたり、5万、5万とかいうふうなころころ変わっておりまして、町のほうとしても対応に苦慮されたんじゃないかと思うんですけれども、最終的に、先日の全員協議会でも説明がありましたように10万円一括支給ということで、恐らく多くの方がそれを望んでおられたんじゃないかと思いますが、一括支給、配付にすることにした背景といいますか、町としての考え方を改めてお伺いすると同時に、もう一つ、支給開始時期についてはいつ頃であるかということを伺います。

- ○町長(埼田 淳一君) 2番議員さんからのお尋ねでございます。本当にこの支援金、政府の考え方がなかなかまとまらなかった、いろんな形で短期間の間にころころ変わった、昨日15日付で、どういうんですか、使途っていうんですか、現金5万円とクーポン5万円の方式、それと現金5万円と、さらに現金5万円、そういう考え方、さらには一括10万円、この3つのパターンが示されたところであります。最初、現金年内に5万円、それから年が明けてからクーポン5万円っていうような考え方の中においては、これは国がこういうふうにしないといろいろ条件をつけますよとかいうようなこともございまして、それとクーポンっていうことについて、かなり地域経済を潤すんではないかなと、そういうふうにちょっと誤解しとったんですけれども、商品っていうか使途が随分限られてるっていうようなこともあって、これは現金でないといけないなっていうふうに考え方を変えたわけですし、さらには住民の方への聞き取りであったり、さらには世論調査の中で現金一括っていうのが、調査対象母数が1,200か1,400、2,000ぐらいだったと思いますけれども、90%以上の方が現金一括が望ましいっていうようなこともございまして、そういうことも含めて総合的に判断させていただいたということでございます。
- 〇議長(小谷 博徳君) 開始時期。
- **〇町長(塔田 淳一君)** 開始時期については、ちょっと詳細ですので、担当課長のほうから補足させます。
- ○議長(小谷 博徳君) 住田健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(住田 秀樹君) 開始時期についてお答えいたします。第1回目というか、児童 手当受給者の方は速やかに給付できる制度設計になっておりまして、それは12月24日に振り 込みする予定としております。以上です。
- 〇議長(小谷 博徳君) 2番、梅林敏彦議員。
- ○議員(2番 梅林 敏彦君) 第一弾は12月24日ということですか、その後の件について。 (発言する者あり) もう一度。

- 〇議長(小谷 博徳君) 梅林敏彦議員。
- ○議員(2番 梅林 敏彦君) 12月24日に全て全員に宛てて開始ということでよろしいですか。
- 〇議長(小谷 博徳君) 住田健康福祉課長。
- O健康福祉課長(住田 秀樹君) お答えいたします。12月24日にお支払いをするのは、15歳以下の児童手当を既にお支払いしてる方になります。高校生のみの世帯ですとか新しく新たにお生まれになった方には随時申請を受け付けいたします。審査後速やかに支給するという形で進めてまいりたいと思っております。以上です。
- O議長(小谷 博徳君)
 ほかに。

 7番、安達幸博君。
- ○議員(7番 安達 幸博君) 7番。灯油券等の購入助成についてお尋ねをいたします。基本は、 困窮世帯に県が補助金出すからそういう制度で困窮世帯の支援をしてくださいっていうのは根本 だったと思うんです。今聞くと、灯油等の値上がり等は全世帯に及んでるんだということで膨ら ましました。金額も県は5、000円とか言っとるけど、やっぱり1万円ぐらいは影響がこの冬 だけでもあるんでなかろうかということで1万円に膨らみました。ここまでは何となく理解がで きるんですが、この財源についていささか聞いてみたいと思うんですが、冒頭目的にもあります ように、新型コロナウイルス感染症に伴う経済の疲弊、そういうことを含めてこういうことをや るんだよっていうことがあるとするならば、コロナ交付金、それぞれ自治体で経済の疲弊をこの 交付金で何か補ってくださいというものが過去にも来ました。これから、今予算審議も国会でも 行われてますが、あろうかと思います。あるいは今まで使った分の余りもあるかもしれません、 分かりません。とするならば、私は、この一般財源を1,300万弱使ってするという意義はも う少し分からない。このコロナ交付金が来てからでも遅くはない、あるいは説明の段階で来たと きには財源振替をしますとか、そういうものがあってしかるべきじゃないかな。本当に財政再建 を行ったこの日野町は、今18億という財源、貯金を持ってますけどね、でも安易にそれを取り 崩して今回の灯油券等に使うっていうのはそれなりの根拠がないといけないと思う。そこの根拠 が少し私は説明不足じゃないかなと思うので、改めて聞く、そしてこんな交付金が来たら、ほか にも使うこともあるかもしれんけど、これにも財源振替で充てますよというようなものがないと なかなか容認はできない。

それと、もう一つ、先ほど灯油等のお話で、それぞれの世帯で暖房の手法、装置とかは違いますよ。まきがあったりガスがあったりしますが、ガスストーブっていうのも値段的には少しばか

り張るかもしれませんけれども、特に高齢者の方は買いに行かなくてもいい、あるいは配達してもらってもなかなかつぐという手間が難しいのでガスにしてますよという世帯も多い、聞いてみると。だから、仮にこの場合も、今は灯油等になっておりますが、この中にはガスというのを含めませんか。そうすると、扱い箇所ももう少し販売業者が増える、そういう配慮はありませんかということと、それで、いざ使われたときに、今まで商品券というのは販売所が商工会等に持ってきて、商工会が町からお金を預かっといて、そこから換金を、各商店に金額を振り込んどる。今度はどういう手法でされる、直接、役場対販売所で行うんでしょうか。そこをお聞きしときたいと思います。

- ○町長(塔田 淳一君) 原油高騰関係で1世帯1万円、これを財調から繰り入れるっていうことについて、今コロナ感染症、地方創生臨時交付金というようなものがあるんだから、それを充当する考えはあるのかっていうような趣旨の御質問だったと思います。現在、国会で、昨日でしたか、おとといでしたっけ、衆議院を通過して、今参議院に送られて予算審議をされてるもの、まだ国の予算が成立していないというような状況も含めて、予算は恐らく成立すると思いますけれども、そういう臨時創生交付金、これを充てることができると思いますので、財源振替はしていきたいと思っております。そういう考えを持っております。

あと、あとの具体の話はちょっと担当課のほうでお願いします。(発言する者あり)

- ○議長(小谷 博徳君) いや、ガスは担当課いうことでしょう。(「具体の」と呼ぶ者あり) 住田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(住田 秀樹君)** まず初めに、ガスのほうを対象物品というか、含めたらどうか という御質問でございます。今回、原油価格高騰に係る対策ということで、ガスのほうは対象に は含めないというような形で進めたいと思っております。

あと、もう一つ、商工会を通すか通さないかというところで、今のところ制度設計としましては、直接灯油・ガソリン販売業者との委託契約、これ4社ほどあるんですけども、直接契約して事業を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(小谷 博徳君) 7番、安達幸博君。
- ○議員(7番 安達 幸博君) 一番根本は各種の燃料費が、電気代とかもあるかもしれません、 エアコンでするっていう家庭もあるかもしれません、しかし、灯油だけじゃないんです、値上が りするのは。ガスも1立米、ちょっと金額は覚えてませんが、もう上がるんですよ、1月から。 だから、何にもがそういうふうに値上がりして家計の財布が苦しくなるというのは一緒なんです。

だから、ガスも入れたらいいんじゃないですか、そんなに難しい話じゃない。件数だって、二、 三件ですよ、増えるのは。これ難しいことですか。私はそうは思いませんが、これ町長の判断で すよ、町長に聞きます。

- ○町長(塔田 淳一君) 制度設計、原油高騰っていうことで先ほどからお話をしてますけども、 灯油であれガソリンであれ、そういったものが随分上がってます、リッター当たり20円とかな んとか。ガスのほうですけれども、私もプロパンガス料金改定が、たしか9月ぐらいにあったと 思いますけど、2円とかそういうのを上げられたっていうふうに取扱店のほうから通知がござい ました。本当に高騰ですよね、高騰してるっていうようなこともいろいろそういうのをしんしゃ くしまして、やはりそれと今おっしゃいましたガスを使ってる方、それから全部電化されてる方 とかいうとこもございます。それの代替っていう言い方はちょっといけないかもしれませんけれ ども、灯油だけに絞らずにガソリンを加えさせていただいたっていうことで制度設計しておりま す。これで行かせていただきたいと思います。以上です。
- 〇議長(小谷 博徳君) ほかに。

[質疑なし]

O議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第13、議案第88号、令和3年度日野町一般会計補正予算(第11号)の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第89号

○議長(小谷 博徳君) 日程第14、議案第89号、日野町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埒田町長。

○町長(塔田 淳一君) ただいま上程されました議案第89号、日野町監査委員の選任について 御説明申し上げます。議案書を御覧いただきたいと思います。

現在、日野町監査委員であります長谷部正人氏が、その任期が令和3年12月20日に満了いたしますが、引き続き長谷部氏を選任したいと存じます。長谷部氏は人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、行政運営に関し優れた見識を有されており、適任であります。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は令和3年12月21日から令和7年12月20日までの4年間でございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小谷 博徳君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[質疑なし]

O議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第14、議案第89号、日野町監査委員の選任についての採決を行います。 この採決は、無記名投票によって行います。

議場の入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(小谷 博徳君) ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、8番、佐々木求議員、1番、中山法貴議員の2名を指名いたします。

これより投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定 の枠内にバツの記載をお願いします。

[投票用紙配付]

○議長(小谷 博徳君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小谷 博徳君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(小谷 博徳君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から議席順に順次投票してください。

1番、中山法貴議員。2番、梅林敏彦議員。4番、金川守仁議員。5番、松尾信孝議員。6番、中原信男議員。7番、安達幸博議員。8番、佐々木求議員。9番、竹永明文議員。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小谷 博徳君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の8番、佐々木求議員、1番、中山法貴議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長(小谷 博徳君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成8票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数であり、よって、議案第89号は、同意することに決定いたしました。 議場の閉鎖を解除いたします。

[議場開鎖]

.....

日程第15 意見書第5号

○議長(小谷 博徳君) 日程第15、意見書第5号、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準) と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、金川守仁議員。

○議員(4番 金川 守仁君) それでは、意見書第5号の説明をさせていただき、読み上げをさせていただきます。

意見書第5号

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の

抜本的な改善を求める意見書の提出について

別紙のとおり、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の抜本的な改善を 求める意見書を提出する。

令和3年12月16日提出

提出者 日野町議会議員 金 川 守 仁 賛成者 日野町議会議員 中 山 法 貴 賛成者 日野町議会議員 竹 永 明 文 賛成者 日野町議会議員 佐々木 求

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の 抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

岸田政権が分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年2月から3パーセント程度の賃上げを決定したが、貧しい保育士配置のなかで、わずかな賃上げでは処遇改善には程遠いと言わざるを得ない。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚 い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。 令和3年度「学校基本調査」によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7 人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学校よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳時の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は 大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望

する。

1 国は保育所等の最低基準 (職員配置・面積基準) と保育士の処遇を、抜本的に改善すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年12月16日

鳥取県日野町議会

以上。

○議長(小谷 博徳君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[質疑なし]

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、意見書第5号、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、提案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、意見書第5号は、提案のとおり提出することに決定をいたしました。

日程第16 議員派遣の件

○議長(小谷 博徳君) 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣の件については、お手元に配付しております文書のとおりで あります。

議員派遣の件について、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小谷 博徳君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定をいたしました。

日程第17 閉会中の継続調査の申し出

○議長(小谷 博徳君) 日程第17、閉会中の継続調査の申し出を行います。

最初に、総務経済常任委員会。

5番、松尾信孝議員。

〇総務経済常任委員会委員長(松尾 信孝君) 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、調査中の事件であります地域の活性化及びまちづくりについて、閉会中も調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和3年12月 16日。総務経済常任委員会委員長、松尾信孝。

〇議長(小谷 博徳君) 次に、教育民生常任委員会。

4番、金川守仁議員。

〇教育民生常任委員会委員長(金川 守仁君) 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、調査中の事件であります学校教育の充実について及び医療・福祉のまちづくりについて、閉会中の調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和3年12月16日。教育民生常任委員会、金川守仁。

〇議長(小谷 博徳君) 次に、議会広報常任委員会。

2番、梅林敏彦議員。

○議会広報常任委員会委員長(梅林 敏彦君) 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、調査中の事件であります議会だよりの編集・発行、広聴について、閉会中も調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和3年12月16日。議会広報常任委員会委員長、梅林敏彦。

〇議長(小谷 博徳君) 次に、議会運営委員会。

9番、竹永明文議員。

○議会運営委員会委員長(竹永 明文君) 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、次の議会の会期など議会運営に関する事項及び議会の活性化について、閉会中も 調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和3年 12月16日。議会運営委員会委員長、竹永明文。

○議長(小谷 博徳君) ただいま申出のありました事件について、それぞれ閉会中の継続調査と することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小谷 博徳君) 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とする

ことに決定いたしました。

○議長(小谷 博徳君) 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって、 会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小谷 博徳君) 異議なしと認めます。令和3年第12回日野町議会定例会を以上で閉会 といたします。御協力ありがとうございました。

午後2時13分閉会